

速度取り締まり 神出鬼没

移動式速度違反取り締まり装置を導入する動きが全国の警察に広がっている。神出鬼没に取り締まり地点を変え、ことでドライバーの緊張感を高め、速度超過への注意を促して事故を防止するのが狙い。近畿では滋賀県警が9月に導入し、兵庫県警は11月にも運用を始める。(宮沢翔)

大津市内の車道に9月下旬、三脚付きの白い箱型の装置が置かれていた。滋賀県警が運用を始めた移動式速度違反取り締まり装置で高さ52センチ、幅26センチ、奥行き38センチの大きさだ。下部にあるセンサーが制限速度を大幅に超える車両を検知すると、中央部のカメラが運転者やナンバープレートを撮影する。運転手は後日、県警に呼び出され

移動式装置 全国で導入進む 狭い道・通学路 事故防ぐ

移動式速度違反取り締まり装置の運用イメージ



交通量が多い道路を探す

通学路など狭い道路にも設置できる

この車道は幅約4.5mで、児童の通学路になっている。制限速度は30キロだが、通行量の多い市道の抜け道になっており、県警の調査では通学時間帯の平均時速が30キロを超える日も、「子供が危ない」といった苦情が多かった。

寄せられていた。県警の担当者は「狭い道路で活用できるのが移動式の大きな利点」と話す。固定式装置は柱などが必要で、設置に1台当たり数千円かかること

もあり、住宅街の生活道路などへの配備が難しかった。県警は今後、近

域で交通量の多い通学路を割り出し、移動式装置を使って取り締まりを強化する方針だ。兵庫県警は11月にも、1台1千万円の移動式装置を2台導入する。固定式装置は設置場所を示すとされる地図がネット上に出回っているほか、近

くに装置があることを知らせるといふスマートフォン向けアプリもあった。県警の担当者は「移動式ならどこで取り締まりをしているか分かりにくく、ドライバーの緊張感が高まるはず」と期待する。警察にとって生活道路での事故防止は大きな課題となつている。警察庁によると、2017年に幅5.5m未満の道路(交差点を含む)で起きた死亡事故は902件。過去10年で28%減つたが、5・5m以上の道路(同)の32%減と比べると、減り幅は小さい。移動式装置は18年3月末時点で、岩手、東京、神奈川など東日本を中心に13都県の警察が導入している。埼玉県警は16年4月から運用し、現在2台が稼働。県内を走る車の平均時速は低下傾向にあるといい、交流サイト(SNS)には「どこにあるか分からないから速度に注意しよう」との書き込みも。県警幹部は「一定の効果を上げている」とみる。